

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和元年6月10日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「ICT支援員業務委託」

(2) 目的

- ①世田谷区立小・中学校におけるICT操作支援、準備及びメンテナンスを通じた教員の負担軽減
- ②世田谷区立小・中学校における校内研修の支援を通じた教員のICTスキルの向上
- ③世田谷区立小・中学校におけるプログラミング教育を推進するための教員が行う授業内容及び学習指導に関する支援

(3) 業務内容

業務の履行にあたっては、世田谷区立小・中学校の各校を訪問して実施すること。

- ①授業中における教員及び児童・生徒が行うICT機器（プログラミング教育教材を含む）の操作支援
- ②教員に対するプログラミング教育に関する授業事例の紹介、授業内容に対する相談・助言及び教材作成支援
- ③校内研修実施に際して、研修内容に対する相談・助言及び教材作成支援
- ④ICT機器（プログラミング教育教材を含む）の障害発生時における一次切り分けの実施

(4) 履行期間

令和元年9月1日から令和2年3月31日までとする（予定）。令和2年度、令和3年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同一の事業者と随意契約をする予定である。

2 参加資格

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) ICT支援員業務又は類似業務に係る受託実績等
- (2) 財政状況

- (3) 本事業の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (4) ICT支援員の経歴等資質（有している資格、実務経験年数等）
- (5) ICT支援員の採用方法・採用基準
- (6) ICT支援員に対する研修体制
- (7) 業務の実施体制（労務管理、緊急時の連絡体制等）
- (8) 経費見積

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課（第2庁舎3階36番窓口）
電話：03-5432-2706 ファクシミリ：03-5432-3041

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間 令和元年6月10日（月）から令和元年6月24日（月）までの土・日曜、祝日を除く午前9時から午後5時
- ②交付場所 (1)に同じ。
- ③交付方法 窓口にて希望者に直接無償交付するほか、世田谷区のホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期間 (2)①に同じ。
- ②提出場所 (1)に同じ。
- ③提出方法 持参または郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 令和元年7月24日（水）午後5時まで
- ②提出場所 (1)に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は無し。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を選定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。

(10) 詳細は提案条件説明書による。

7 本件担当部課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所教育委員会事務局教育政策部教育指導課指導管理係 吉田

電話：03-5432-2724

ファクシミリ：03-5432-3041

E-mail：SEA02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp